

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後										改 正 前									
地域 区分		北海道		1 キログラム当たり共済金額の範囲															
1類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		167 円 152 円 131 円 109 円 87 円 66 円 44 円 33 円 22 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		176 円 158 円 135 円 113 円 90 円 67 円 44 円 33 円 22 円																	
2類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		129 円 121 円 105 円 90 円 75 円 59 円 44 円 33 円 22 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		137 円 127 円 110 円 94 円 77 円 61 円 44 円 33 円 22 円																	
		種子麦																	
		237 円 213 円 190 円 166 円 142 円 119 円 95 円 71 円 47 円																	
		対象麦及び種子麦以外の麦																	
		44 円 33 円 22 円																	
3類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		181 円 166 円 145 円 123 円 101 円 80 円 58 円 44 円 29 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		190 円 172 円 149 円 127 円 104 円 81 円 58 円 44 円 29 円																	
4類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		131 円 126 円 112 円 99 円 85 円 72 円 58 円 44 円 29 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		140 円 131 円 116 円 102 円 87 円 73 円 58 円 44 円 29 円																	
		種子麦																	
		268 円 241 円 214 円 188 円 161 円 134 円 107 円 80 円 54 円																	
		対象麦及び種子麦以外の麦																	
		58 円 44 円 29 円																	
5類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		167 円 152 円 131 円 109 円 87 円 66 円 44 円 33 円 22 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		176 円 158 円 135 円 113 円 90 円 67 円 44 円 33 円 22 円																	
6類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		129 円 121 円 105 円 90 円 75 円 59 円 44 円 33 円 22 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		137 円 127 円 110 円 94 円 77 円 61 円 44 円 33 円 22 円																	
		種子麦（秋まき）																	
		237 円 213 円 190 円 166 円 142 円 119 円 95 円 71 円 47 円																	
		対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）																	
		44 円 33 円 22 円																	
7類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		181 円 166 円 145 円 123 円 101 円 80 円 58 円 44 円 29 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		190 円 172 円 149 円 127 円 104 円 81 円 58 円 44 円 29 円																	
8類		パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		131 円 126 円 112 円 99 円 85 円 72 円 58 円 44 円 29 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		140 円 131 円 116 円 102 円 87 円 73 円 58 円 44 円 29 円																	
		種子麦（春まき）																	
		268 円 241 円 214 円 188 円 161 円 134 円 107 円 80 円 54 円																	
		対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）																	
		58 円 44 円 29 円																	
9類		対象麦																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		95 円 80 円 64 円 47 円 31 円 15 円 11 円 8 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		101 円 84 円 67 円 50 円 32 円 15 円 11 円 8 円																	
		ビール麦																	
		136 円 123 円 110 円 96 円 82 円 69 円 55 円 41 円 27 円																	
		種子麦																	
		204 円 184 円 163 円 143 円 122 円 102 円 82 円 61 円 41 円																	
		対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦																	
		15 円 11 円 8 円																	
10類		対象麦																	
		うち課税対象農業者に係るもの																	
		112 円 96 円 80 円 64 円 47 円 31 円 15 円 11 円 8 円																	
		うち免税対象農業者に係るもの																	
		119 円 102 円 84 円 67 円 50 円 32 円 15 円 11 円 8 円																	
		ビール麦																	
		137 円 123 円 110 円 96 円 82 円 69 円 55 円 41 円 27 円																	
		種子麦																	
		204 円 184 円 163 円 143 円 122 円 102 円 82 円 61 円 41 円																	
		対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦																	
		15 円 11 円 8 円																	

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 うち免税対象農業者に係るもの 101円 84円 67円 ビール麦（秋まき） 136円 123円 110円 種子麦（秋まき） 204円 184円 163円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	47円	31円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 117円 100円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 125円 106円 91円 種子麦 202円 200円 180円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	72円	58円	43円	29円	15円	11円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 135円 134円 114円 うち免税対象農業者に係るもの 145円 143円 122円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	95円	75円	55円	36円	16円	12円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
		8円					
		8円					
		43円					

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 うち免税対象農業者に係るもの 119円 102円 84円 ビール麦（秋まき） 137円 123円 110円 種子麦（秋まき） 204円 184円 163円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	64円	47円	31円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 100円 86円 72円 うち免税対象農業者に係るもの 106円 91円 76円 種子麦 200円 180円 160円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	58円	43円	29円	15円	11円	8円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 134円 114円 95円 うち免税対象農業者に係るもの 143円 122円 101円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	75円	55円	36円	16円	12円	8円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		8円					
		8円					
		43円					

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	青森県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>132円</u> 119円 99円 79円 58円 38円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>93円</u> 87円 73円 60円 46円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>102円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 種子麦 <u>218円</u> 197円 175円 153円 131円 110円 88円 66円 44円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>132円</u> 119円 99円 79円 58円 38円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>93円</u> 87円 73円 60円 46円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>102円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>218円</u> 197円 175円 153円 131円 110円 88円 66円 44円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>109円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>191円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

地域	青森県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 119円 99円 79円 58円 38円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>146円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>101円</u> 87円 73円 60円 46円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>108円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 種子麦 <u>219円</u> 197円 175円 153円 131円 110円 88円 66円 44円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 119円 99円 79円 55円 38円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>146円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>101円</u> 87円 73円 60円 46円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>108円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 種子麦 <u>219円</u> 197円 175円 153円 131円 110円 88円 66円 44円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>105円</u> 90円 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 96円 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>113円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>193円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
7類	種子麦	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円							
	8類	対象麦（秋まき）							
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの								
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円			
	ビール麦（秋まき）	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円	
	種子麦（秋まき）	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円 11円 8円							
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦（春まき）	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
	種子麦（春まき）	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円 11円 8円							
10類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	135円 118円 101円	84円	67円	49円	32円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	143円 124円 106円	88円	70円	51円	33円	15円	11円	8円	
	種子麦	204円 202円 182円	162円	141円	121円	101円	81円	61円	40円
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円							
	12類	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの								
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
13類	14類	種子麦	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円 12円 8円							
	16類	対象麦（裸麦）							
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
14類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円							

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 118円 101円 84円 うち免税対象農業者に係るもの 124円 106円 88円 種子麦 202円 182円 162円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	67円	49円	32円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦								
137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円			
7類	種子麦								
	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
	15円 11円 8円								
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
8類	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの								
	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円			
	ビール麦（秋まき）								
	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円		
	種子麦（秋まき）								
191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円			
9類	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
10類	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦（春まき）								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦（春まき）								
	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）								
11類	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	118円 101円 87円	72円	58円	44円	29円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	125円 107円 92円	76円	61円	46円	30円	15円	11円	8円	
12類	種子麦								
	202円 200円 180円	160円	140円	120円	100円	80円	60円	40円	
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
13類	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
	種子麦								
	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円		
	対象麦及び種子麦以外の麦								
14類	16円 12円 8円								
	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
15類	種子麦（裸麦）								
	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
	16円 12円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
16類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）								
	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
16円 12円 8円									

備考：

..

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 101円 87円 72円 うち免税対象農業者に係るもの 107円 92円 76円 種子麦 200円 180円 160円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	58円	44円	29円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 111円 109円 90円 ビール麦（秋まき） 113円 104円 93円 種子麦（秋まき） 193円 176円 156円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円	214円	
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 125円 108円 95円 うち免税対象農業者に係るもの 133円 114円 100円 種子麦 234円 232円 209円 対象麦及び種子麦以外の麦 27円 20円 14円	81円	68円	54円	41円	27円	20円	14円	
10類		85円	71円	56円	42円	27円	20円	14円	
11類		186円	162円	139円	116円	93円	70円	46円	
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
13類		99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
14類		150円	128円	107円	86円	64円	43円		
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
		105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
		172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 121円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 128円 109円 90円 ビール麦（秋まき） 116円 104円 93円 種子麦（秋まき） 195円 176円 156円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 108円 95円 81円 うち免税対象農業者に係るもの 114円 100円 85円 種子麦 232円 209円 186円 対象麦及び種子麦以外の麦 27円 20円 14円	68円	54円	41円	27円	20円	14円		
10類		71円	56円	42円	27円	20円	14円		
11類		162円	139円	116円	93円	70円	46円		
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
13類		79円	58円	37円	16円	12円	8円		
14類		83円	61円	38円	16円	12円	8円		
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
		83円	61円	38円	16円	12円	8円		
		151円	129円	108円	86円	65円	43円		

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	秋田県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>127円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>135円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>83円</u> 79円 67円 55円 42円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>92円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦 200円 180円 160円 140円 120円 100円 80円 60円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 18円 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 58円 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>127円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>135円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>83円</u> 79円 67円 55円 42円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>92円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） 200円 180円 160円 140円 120円 100円 80円 60円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 58円 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>109円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>191円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円

地域	秋田県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>134円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>141円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>91円</u> 79円 67円 55円 42円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>97円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦 200円 180円 160円 140円 120円 100円 80円 60円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 18円 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 58円 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>134円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>141円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>91円</u> 79円 67円 55円 42円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>97円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） 200円 180円 160円 140円 120円 100円 80円 60円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 58円 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>105円</u> 90円 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 96円 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>113円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>193円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円

6類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの									
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円			
	ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
7類	種子麦	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円								
	対象麦（秋まき）									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの									
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円				
	ビール麦（秋まき）	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円		
	種子麦（秋まき）	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円								
	対象麦（春まき）									
	うち課税対象農業者に係るもの									
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの									
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円			
	ビール麦（春まき）	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦（春まき）	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円 11円 8円								
10類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円		
	種子麦	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円	40円	
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円								
	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円		
12類	種子麦	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円		
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円 12円 8円								
	対象麦（裸麦）									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
13類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円		
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円								
	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
14類	うち免税対象農業者に係るもの									
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円		
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円								
	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
16類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円		
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円								
	対象麦									

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	99円	79円	59円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類		79円	58円	37円	16円	12円	8円
14類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	山形県										
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲										
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	123 円	111 円	93 円	74 円	55 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	132 円	117 円	97 円	78 円	58 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	75 円	72 円	61 円	51 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	84 円	77 円	65 円	54 円	42 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
種子麦											
167 円	153 円	136 円	119 円	102 円	85 円	68 円	51 円	34 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
18 円	14 円	9 円									
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	181 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	190 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	131 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
種子麦											
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
58 円	44 円	29 円									
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	123 円	111 円	93 円	74 円	55 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	132 円	117 円	97 円	78 円	58 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	75 円	72 円	61 円	51 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	84 円	77 円	65 円	54 円	42 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
種子麦（秋まき）											
167 円	153 円	136 円	119 円	102 円	85 円	68 円	51 円	34 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）											
18 円	14 円	9 円									
4類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	181 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	190 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	131 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	131 円	116 円	102 円	87 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
種子麦（春まき）											
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）											
58 円	44 円	29 円									
5類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	89 円	75 円	60 円	45 円	30 円	15 円	11 円	8 円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	95 円	80 円	64 円	47 円	31 円	15 円	11 円	8 円			
	ビール麦										
	109 円	102 円	90 円	79 円	68 円	57 円	45 円	34 円	23 円		
	種子麦										
	191 円	174 円	154 円	135 円	116 円	97 円	77 円	58 円	39 円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦										
15 円	11 円	8 円									

地域	山形県	1 キログラム当たり共済金額の範囲									
区分	を目的とする対象麦										
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	130 円	111 円	93 円	74 円	55 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	137 円	117 円	97 円	78 円	58 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	83 円	72 円	61 円	51 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	89 円	77 円	65 円	54 円	42 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
種子麦											
170 円	153 円	136 円	119 円	102 円	85 円	68 円	51 円	34 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
18 円	14 円	9 円									
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	188 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	195 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	139 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	145 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
種子麦											
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
58 円	44 円	29 円									
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	130 円	111 円	93 円	74 円	55 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	137 円	117 円	97 円	78 円	58 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	83 円	72 円	61 円	51 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	89 円	77 円	65 円	54 円	42 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
種子麦（秋まき）											
170 円	153 円	136 円	119 円	102 円	85 円	68 円	51 円	34 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）											
18 円	14 円	9 円									
4類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	188 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	195 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	139 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	145 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
種子麦（春まき）											
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）											
58 円	44 円	29 円									
5類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	105 円	90 円	75 円	60 円	45 円	30 円	15 円	11 円	8 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	112 円	96 円	80 円	64 円	47 円	31 円	15 円	11 円	8 円		
	ビール麦										
	113 円	102 円	90 円	79 円	68 円	57 円	45 円	34 円	23 円		
	種子麦										
	193 円	174 円	154 円	135 円	116 円	97 円	77 円	58 円	39 円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦										
15 円	11 円	8 円									

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 105円 88円 76円 うち免税対象農業者に係るもの 113円 94円 81円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	64円	52円	39円	27円	15円	11円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	12円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
		8円					
		8円					
		43円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦 113円 102円 90円 種子麦 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 88円 76円 64円 うち免税対象農業者に係るもの 94円 81円 68円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	52円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		8円					
		8円					
		43円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円				
	ビール麦	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
7類	種子麦	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円	11円	8円							
	対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円					
	うち免税対象農業者に係るもの										
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円					
	ビール麦（秋まき）	109円	102円	90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円	
	種子麦（秋まき）	191円	174円	154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円	11円	8円							
	対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円				
	ビール麦（春まき）	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
	種子麦（春まき）	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円	11円	8円							
10類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	111円 94円 81円	68円	55円	41円	28円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	119円 100円 86円	72円	58円	43円	29円	15円	11円	8円			
	種子麦	202円	199円	179円	159円	139円	119円	100円	80円	60円	40円
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円	11円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円			
12類	種子麦	214円	193円	171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円	12円	8円							
	対象麦（裸麦）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
13類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦（裸麦）	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
14類	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦（裸麦）	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
15類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦（裸麦）	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
16類	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦（裸麦）	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 94円 81円 68円 うち免税対象農業者に係るもの 100円 86円 72円 種子麦 199円 179円 159円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	55円	41円	28円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 118円 116円 97円 うち免税対象農業者に係るもの 124円 122円 102円 ビール麦（秋まき） 116円 108円 96円 種子麦（秋まき） 237円 213円 190円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 22円 17円 11円	79円	60円	41円	22円	17円	11円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 137円 120円 105円 うち免税対象農業者に係るもの 145円 126円 110円 種子麦 223円 222円 200円 対象麦及び種子麦以外の麦 30円 23円 15円	90円	75円	60円	45円	30円	23円
10類		15円					
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 162円 161円 137円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 170円 144円 種子麦 274円 247円 219円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	113円	89円	64円	40円	16円	12円
13類		8円					
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
		8円					

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 135円 116円 97円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 122円 102円 ビール麦（秋まき） 120円 108円 96円 種子麦（秋まき） 237円 213円 190円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 22円 17円 11円	79円	60円	41円	22円	17円	11円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 105円 90円 うち免税対象農業者に係るもの 126円 110円 94円 種子麦 222円 200円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 30円 23円 15円	75円	60円	45円	30円	23円	15円
10類		15円					
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 161円 137円 113円 うち免税対象農業者に係るもの 170円 144円 119円 種子麦 274円 247円 219円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	89円	64円	40円	16円	12円	8円
13類		8円					
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		8円					

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 115円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 121円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 137円 124円 110円 種子麦（秋まき） 297円 267円 238円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 114円 98円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 120円 103円 種子麦 301円 300円 270円 対象麦及び種子麦以外の麦 17円 13円 9円	82円	66円	49円	33円	17円	13円	9円	
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 160円 159円 135円 うち免税対象農業者に係るもの 170円 168円 143円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	111円	88円	64円	40円	16円	12円	8円	
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 297円 267円 238円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 114円 98円 82円 うち免税対象農業者に係るもの 120円 103円 86円 種子麦 300円 270円 240円 対象麦及び種子麦以外の麦 17円 13円 9円	66円	49円	33円	17円	13円	9円		
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 159円 135円 111円 うち免税対象農業者に係るもの 168円 143円 117円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	88円	64円	40円	16円	12円	8円		
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 115円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 120円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 137円 123円 110円 種子麦（秋まき） 205円 185円 164円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 114円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 120円 104円 種子麦 213円 192円 170円 対象麦及び種子麦以外の麦 22円 17円 11円	83円	68円	53円	37円	22円	17円	11円	
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 137円 123円 110円 種子麦（秋まき） 205円 185円 164円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 114円 99円 83円 うち免税対象農業者に係るもの 120円 104円 87円 種子麦 213円 192円 170円 対象麦及び種子麦以外の麦 22円 17円 11円	68円	53円	37円	22円	17円	11円		
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 101円 84円 67円 うち免税対象農業者に係るもの 107円 88円 70円 ビール麦（秋まき） 132円 122円 108円 種子麦（秋まき） 287円 258円 230円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	49円	32円	15円	11円	8円	27円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 110円 93円 80円 うち免税対象農業者に係るもの 118円 99円 85円 種子麦 242円 241円 217円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	67円	54円	41円	28円	15円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 166円 165円 140円 うち免税対象農業者に係るもの 176円 174円 148円 種子麦 223円 201円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	115円	91円	66円	41円	16円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 118円 101円 84円 うち免税対象農業者に係るもの 125円 107円 88円 ビール麦（秋まき） 135円 122円 108円 種子麦（秋まき） 287円 258円 230円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	67円	49円	32円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 うち免税対象農業者に係るもの 99円 85円 71円 種子麦 241円 217円 193円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	54円	41円	28円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 165円 140円 115円 うち免税対象農業者に係るもの 174円 148円 121円 種子麦 223円 201円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	91円	66円	41円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 116円 99円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 124円 105円 90円 種子麦 202円 199円 179円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	71円	57円	43円	29円	15円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 99円 85円 71円 うち免税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 種子麦 199円 179円 159円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	57円	43円	29円	15円	11円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの							
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円	
	ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円
7類	種子麦	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円						
	8類	対象麦（秋まき）						
	うち課税対象農業者に係るもの							
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの							
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円		
	ビール麦（秋まき）	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円
	種子麦（秋まき）	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円 11円 8円						
	対象麦（春まき）							
	うち課税対象農業者に係るもの							
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの							
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円	
	ビール麦（春まき）	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円
	種子麦（春まき）	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円 11円 8円						
10類	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円
	種子麦	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円						40円
	12類	対象麦						
	うち課税対象農業者に係るもの							
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円
13類	種子麦	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円 12円 8円						
	16類	対象麦（裸麦）						
	うち課税対象農業者に係るもの							
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
14類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	99円	79円	59円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類		79円	58円	37円	16円	12円	8円
14類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	神奈川県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>121円</u> 110円 91円 73円 55円 36円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>129円</u> 116円 96円 77円 57円 38円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>80円</u> 76円 65円 53円 41円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 82円 69円 57円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦 <u>151円</u> 139円 123円 108円 92円 77円 62円 46円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>121円</u> 110円 91円 73円 55円 36円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>129円</u> 116円 96円 77円 57円 38円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>80円</u> 76円 65円 53円 41円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 82円 69円 57円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>151円</u> 139円 123円 108円 92円 77円 62円 46円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>109円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>191円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

地域	神奈川県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>128円</u> 110円 91円 73円 55円 36円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>135円</u> 116円 96円 77円 57円 38円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>88円</u> 76円 65円 53円 41円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 82円 69円 57円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦 <u>154円</u> 139円 123円 108円 92円 77円 62円 46円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>128円</u> 110円 91円 73円 55円 36円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>135円</u> 116円 96円 77円 57円 38円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>88円</u> 76円 65円 53円 41円 30円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 82円 69円 57円 44円 31円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>154円</u> 139円 123円 108円 92円 77円 62円 46円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>105円</u> 90円 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 96円 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>113円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>193円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
7類	種子麦	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円							
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの								
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円			
	ビール麦（秋まき）	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円	
	種子麦（秋まき）	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円 11円 8円							
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦（春まき）	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
	種子麦（春まき）	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円 11円 8円							
10類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円	
	種子麦	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円	
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円						40円	
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
12類	種子麦	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円	
	対象麦2び種子麦以外の麦	16円 12円 8円							
	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
13類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						43円	
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
14類	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						43円	
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
15類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						43円	
	対象麦								
16類	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						43円	

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
14類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
15類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
16類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦2び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 108円 91円 78円 うち免税対象農業者に係るもの 115円 97円 83円 種子麦 218円 196円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	66円	53円	40円	28円	15円	8円
10類		70円	56円	42円	29円	15円	8円
11類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	8円
12類		99円	78円	57円	37円	16円	8円
13類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
14類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
15類		105円	83円	61円	38円	16円	8円
16類		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 91円 78円 66円 うち免税対象農業者に係るもの 97円 83円 70円 種子麦 218円 196円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	53円	40円	28円	15円	11円	8円
10類		56円	42円	29円	15円	11円	8円
11類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
12類		78円	57円	37円	16円	12円	8円
13類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
14類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
15類		83円	61円	38円	16円	12円	8円
16類		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	富山県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 126円 104円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>148円</u> 131円 109円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>103円</u> 95円 79円 64円 49円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 101円 84円 68円 51円 35円 18円 14円 9円 種子麦 <u>169円</u> 154円 137円 120円 103円 86円 68円 51円 34円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 126円 104円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>148円</u> 131円 109円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>103円</u> 95円 79円 64円 49円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 101円 84円 68円 51円 35円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>169円</u> 154円 137円 120円 103円 86円 68円 51円 34円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>126円</u> 117円 104円 91円 78円 65円 52円 39円 26円 種子麦 <u>191円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

地域	富山県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>147円</u> 126円 104円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>154円</u> 131円 109円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>110円</u> 95円 79円 64円 49円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>117円</u> 101円 84円 68円 51円 35円 18円 14円 9円 種子麦 <u>171円</u> 154円 137円 120円 103円 86円 68円 51円 34円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>147円</u> 126円 104円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>154円</u> 131円 109円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>110円</u> 95円 79円 64円 49円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>117円</u> 101円 84円 68円 51円 35円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>171円</u> 154円 137円 120円 103円 86円 68円 51円 34円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>105円</u> 90円 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 96円 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>130円</u> 117円 104円 91円 78円 65円 52円 39円 26円 種子麦 <u>193円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
7類	ビール麦								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦								
	206円 185円 165円 144円	124円	103円	82円	62円	41円			
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
8類	15円 11円 8円								
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの								
9類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円			
	ビール麦（秋まき）								
	126円 117円 104円	91円	78円	65円	52円	39円	26円		
	種子麦（秋まき）								
	191円 174円 154円 135円 116円	97円	77円	58円	39円				
10類	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
11類	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦（春まき）								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦（春まき）								
12類	206円 185円 165円 144円 124円 103円	82円	62円	41円					
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
13類	144円 127円 110円	93円	76円	59円	42円	25円	19円	13円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円 133円 115円	97円	79円	61円	43円	25円	19円	13円	
	種子麦								
	258円 232円 206円 181円 155円 129円 103円	77円	52円						
14類	対象麦及び種子麦以外の麦								
	25円 19円 13円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
15類	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
	種子麦								
	214円 193円 171円 150円 128円 107円	86円	64円	43円					
	対象麦及び種子麦以外の麦								
16類	16円 12円 8円								
	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
17類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）								
	216円 215円 194円 172円 151円 129円 108円	86円	65円	43円					
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
	16円 12円 8円								

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 130円 117円 104円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 127円 110円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 133円 115円 97円 種子麦 258円 232円 206円 対象麦及び種子麦以外の麦 25円 19円 13円	76円	59円	42円	25円	19円	13円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円			
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 137円 120円 104円 うち免税対象農業者に係るもの 145円 126円 109円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 26円 20円 13円	89円	73円	57円	42円	26円	20円	13円	
10類		93円	76円	59円	43円	26円	20円	13円	
11類									
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
13類		99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
14類									
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
		105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
		172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 95円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 104円 89円 うち免税対象農業者に係るもの 126円 109円 93円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 26円 20円 13円	73円	57円	42円	26円	20円	13円		
10類		76円	59円	43円	26円	20円	13円		
11類									
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
13類		78円	57円	37円	16円	12円	8円		
14類									
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
		83円	61円	38円	16円	12円	8円		
		151円	129円	108円	86円	65円	43円		

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	福井県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>141円</u> 126円 105円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>150円</u> 132円 109円 87円 64円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>92円</u> 86円 72円 59円 45円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>101円</u> 91円 77円 62円 47円 33円 18円 14円 9円 種子麦 <u>193円</u> 176円 156円 137円 117円 98円 78円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>141円</u> 126円 105円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>150円</u> 132円 109円 87円 64円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>92円</u> 86円 72円 59円 45円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>101円</u> 91円 77円 62円 47円 33円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>193円</u> 176円 156円 137円 117円 98円 78円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>95円</u> 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>109円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>191円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

地域	福井県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>148円</u> 126円 105円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>155円</u> 132円 109円 87円 64円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>99円</u> 86円 72円 59円 45円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>106円</u> 91円 77円 62円 47円 33円 18円 14円 9円 種子麦 <u>195円</u> 176円 156円 137円 117円 98円 78円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>148円</u> 126円 105円 83円 61円 40円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>155円</u> 132円 109円 87円 64円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>99円</u> 86円 72円 59円 45円 32円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>106円</u> 91円 77円 62円 47円 33円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>195円</u> 176円 156円 137円 117円 98円 78円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>105円</u> 90円 75円 60円 45円 30円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>112円</u> 96円 80円 64円 47円 31円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>113円</u> 102円 90円 79円 68円 57円 45円 34円 23円 種子麦 <u>193円</u> 174円 154円 135円 116円 97円 77円 58円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円			
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 149円 132円 115円 うち免税対象農業者に係るもの 156円 138円 120円 種子麦 207円 205円 185円 対象麦及び種子麦以外の麦 28円 21円 14円	97円	80円	63円	45円	28円	21円	14円	
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 132円 115円 97円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 120円 101円 種子麦 205円 185円 164円 対象麦及び種子麦以外の麦 28円 21円 14円	80円	63円	45円	28円	21円	14円		
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの							
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円	
	ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円
7類	種子麦	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円						
	対象麦（秋まき）							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの							
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円		
	ビール麦（秋まき）	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円
	種子麦（秋まき）	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円 11円 8円						
	対象麦（春まき）							
	うち課税対象農業者に係るもの							
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの							
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円	
	ビール麦（春まき）	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円
	種子麦（春まき）	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円 11円 8円						
10類	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	124円 107円 92円	76円	61円	46円	30円	15円	11円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
	131円 113円 97円	80円	64円	48円	31円	15円	11円	8円
	種子麦	203円 200円 180円	160円	140円	120円	100円	80円	60円
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円						
	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円
12類	種子麦	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円 12円 8円						
	対象麦（裸麦）							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
13類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						
	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
14類	うち免税対象農業者に係るもの							
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						
	対象麦							
	うち課税対象農業者に係るもの							
15類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						
	対象麦							
16類	うち課税対象農業者に係るもの							
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの							
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円						

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 107円 92円 76円 うち免税対象農業者に係るもの 113円 97円 80円 種子麦 200円 180円 160円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	61円	46円	30円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円			
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 125円 108円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 133円 114円 98円 種子麦 238円 214円 190円 対象麦及び種子麦以外の麦 17円 13円 9円	78円	63円	47円	32円	17円	13円	9円	
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 108円 93円 78円 うち免税対象農業者に係るもの 114円 98円 82円 種子麦 238円 214円 190円 対象麦及び種子麦以外の麦 17円 13円 9円	63円	47円	32円	17円	13円	9円		
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円				
	ビール麦	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
7類	種子麦	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円	11円	8円							
	対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円					
	うち免税対象農業者に係るもの										
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円					
	ビール麦（秋まき）	109円	102円	90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円	
	種子麦（秋まき）	191円	174円	154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円	11円	8円							
	対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円				
	ビール麦（春まき）	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
	種子麦（春まき）	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円	11円	8円							
10類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	124円 107円 92円	76円	61円	46円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	132円 113円 97円	80円	64円	48円	31円	15円	11円	8円			
	種子麦	203円	201円	181円	161円	141円	121円	101円	80円	60円	40円
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円	11円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円			
12類	種子麦	214円	193円	171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円	12円	8円							
	対象麦（裸麦）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
13類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦（裸麦）	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
14類	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
15類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
16類	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 107円 92円 76円 うち免税対象農業者に係るもの 113円 97円 80円 種子麦 201円 181円 161円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	61円	46円	30円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円				
	ビール麦	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
7類	種子麦	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円	11円	8円							
	対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	93円 78円 63円	47円	31円	15円	11円	8円					
	うち免税対象農業者に係るもの										
8類	99円 83円 66円	49円	32円	15円	11円	8円					
	ビール麦（秋まき）	134円	124円	110円	97円	83円	69円	55円	41円	28円	
	種子麦（秋まき）	192円	175円	155円	136円	116円	97円	78円	58円	39円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円	11円	8円							
	対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円				
	ビール麦（春まき）	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円	
	種子麦（春まき）	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円	
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円	11円	8円							
10類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	115円 98円 84円	70円	57円	43円	29円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	123円 104円 89円	74円	60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	種子麦	201円	199円	179円	159円	139円	119円	100円	80円	60円	40円
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円	11円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円			
12類	種子麦	214円	193円	171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦	16円	12円	8円							
	対象麦（裸麦）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
13類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦（裸麦）	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
14類	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
15類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							
	対象麦										
16類	うち課税対象農業者に係るもの										
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの										
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円			
	種子麦	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円	12円	8円							

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 110円 94円 78円 うち免税対象農業者に係るもの 117円 100円 83円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 194円 175円 155円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	63円	47円	31円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 98円 84円 70円 うち免税対象農業者に係るもの 104円 89円 74円 種子麦 199円 179円 159円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	57円	43円	29円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 131円 122円 108円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 135円 118円 101円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 124円 106円 種子麦 204円 202円 182円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	84円	67円	49円	32円	15円	11円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 144円 143円 122円 うち免税対象農業者に係るもの 153円 151円 129円 種子麦 216円 194円 173円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	101円	80円	58円	37円	16円	12円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
		8円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 135円 122円 108円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 118円 101円 84円 うち免税対象農業者に係るもの 124円 106円 88円 種子麦 202円 182円 162円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	67円	49円	32円	15円	11円	8円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 143円 122円 101円 うち免税対象農業者に係るもの 151円 129円 106円 種子麦 216円 194円 173円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	80円	58円	37円	16円	12円	8円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		8円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 122円 105円 90円 うち免税対象農業者に係るもの 130円 111円 95円 種子麦 222円 221円 199円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	75円	60円	45円	30円	15円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 164円 163円 139円 うち免税対象農業者に係るもの 173円 172円 146円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	114円	90円	65円	41円	16円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 111円 95円 79円 種子麦 221円 199円 177円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 146円 120円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	90円	65円	41円	16円	12円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 109円 107円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 115円 113円 93円 ビール麦（秋まき） 115円 104円 93円 種子麦（秋まき） 194円 176円 156円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	70円	52円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 132円 115円 98円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 121円 103円 種子麦 225円 203円 180円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	82円	65円	48円	32円	15円	8円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 155円 154円 131円 うち免税対象農業者に係るもの 164円 163円 139円 種子麦 218円 196円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	108円	85円	62円	39円	16円	8円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
		8円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 125円 107円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 132円 113円 93円 ビール麦（秋まき） 116円 104円 93円 種子麦（秋まき） 195円 176円 156円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	70円	52円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 115円 98円 82円 うち免税対象農業者に係るもの 121円 103円 86円 種子麦 225円 203円 180円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	65円	48円	32円	15円	11円	8円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 154円 131円 108円 うち免税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 種子麦 218円 196円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	85円	62円	39円	16円	12円	8円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		8円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 109円 90円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 193円 176円 156円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 121円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 128円 109円 90円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 195円 176円 156円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの									
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円			
ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円			
	種子麦									
	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円			
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦									
	15円 11円 8円									
7類	対象麦（秋まき）									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの									
	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円				
8類	ビール麦（秋まき）									
	127円 117円 104円	91円	78円	65円	52円	39円	26円			
	種子麦（秋まき）									
	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円			
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）									
9類	対象麦（春まき）									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの									
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円			
10類	ビール麦（春まき）									
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円			
	種子麦（春まき）									
	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円			
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）									
11類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円		
12類	種子麦									
	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円	40円		
	対象麦及び種子麦以外の麦									
	15円 11円 8円									
	13類	対象麦								
14類	うち課税対象農業者に係るもの									
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円		
	種子麦									
15類	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円			
	対象麦及び種子麦以外の麦									
	16円 12円 8円									
	16類	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの									
17類	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円		
	種子麦（裸麦）									
	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円		
18類	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）									
	16円 12円 8円									

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 130円 117円 104円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円			
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 137円 120円 104円 うち免税対象農業者に係るもの 145円 126円 109円 種子麦 204円 202円 182円 対象麦及び種子麦以外の麦 25円 19円 13円	88円	73円	57円	41円	25円	19円	13円	
10類									
11類									
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 162円 161円 137円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 170円 144円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	113円	89円	64円	40円	16円	12円	8円	
13類									
14類									
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円		
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 104円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 126円 109円 92円 種子麦 202円 182円 162円 対象麦及び種子麦以外の麦 25円 19円 13円	73円	57円	41円	25円	19円	13円		
10類									
11類									
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 161円 137円 113円 うち免税対象農業者に係るもの 170円 144円 119円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	89円	64円	40円	16円	12円	8円		
13類									
14類									
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
7類	ビール麦								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦								
	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
8類	15円 11円 8円								
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの								
9類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円			
	ビール麦（秋まき）								
	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円		
	種子麦（秋まき）								
	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円		
10類	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
11類	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦（春まき）								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦（春まき）								
12類	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
13類	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円	
	種子麦								
	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円	40円	
14類	対象麦及び種子麦以外の麦								
	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
15類	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
	種子麦								
	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円		
	対象麦及び種子麦以外の麦								
16類	16円 12円 8円								
	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
17類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）								
	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
	16円 12円 8円								

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
14類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
15類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
16類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
7類	ビール麦								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦								
	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
8類	15円 11円 8円								
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの								
9類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円			
	ビール麦（秋まき）								
	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円		
	種子麦（秋まき）								
	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円		
10類	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円		
11類	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円		
	ビール麦（春まき）								
	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦（春まき）								
12類	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）								
	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
13類	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円	
	種子麦								
	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円	40円	
14類	対象麦及び種子麦以外の麦								
	15円 11円 8円								
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	133円 131円 112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円	8円	
15類	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円 140円 119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円	8円	
	種子麦								
	214円 193円 171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円		
	対象麦及び種子麦以外の麦								
16類	16円 12円 8円								
	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円	
	うち免税対象農業者に係るもの								
17類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円	
	種子麦（裸麦）								
	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
	16円 12円 8円								

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 102円 84円 67円 うち免税対象農業者に係るもの 108円 89円 71円 ビール麦（秋まき） 137円 123円 110円 種子麦（秋まき） 263円 237円 210円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	50円	32円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類							
11類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 135円 133円 114円 うち免税対象農業者に係るもの 144円 142円 121円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	94円	75円	55円	36円	16円	8円
13類							
14類		100円	79円	58円	37円	16円	8円
15類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
17類		105円	83円	61円	38円	16円	8円
18類		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 119円 102円 84円 うち免税対象農業者に係るもの 126円 108円 89円 ビール麦（秋まき） 137円 123円 110円 種子麦（秋まき） 263円 237円 210円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	67円	50円	32円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類							
11類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 114円 94円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 121円 100円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	75円	55円	36円	16円	12円	8円
13類							
14類		79円	58円	37円	16円	12円	8円
15類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
17類		83円	61円	38円	16円	12円	8円
18類		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	島根県										
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲										
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	119 円	109 円	91 円	73 円	54 円	36 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	128 円	115 円	95 円	76 円	57 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	78 円	74 円	63 円	52 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	87 円	80 円	67 円	55 円	43 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
種子麦											
152 円	140 円	124 円	109 円	93 円	78 円	62 円	47 円	31 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
18 円	14 円	9 円									
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	181 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	190 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	131 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
種子麦											
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
58 円	44 円	29 円									
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	119 円	109 円	91 円	73 円	54 円	36 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	128 円	115 円	95 円	76 円	57 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	78 円	74 円	63 円	52 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	87 円	80 円	67 円	55 円	43 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
種子麦（秋まき）											
152 円	140 円	124 円	109 円	93 円	78 円	62 円	47 円	31 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）											
18 円	14 円	9 円									
4類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	181 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	190 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	131 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
種子麦（春まき）											
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）											
58 円	44 円	29 円									
5類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	109 円	107 円	88 円	70 円	52 円	33 円	15 円	11 円	8 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	115 円	113 円	93 円	74 円	54 円	35 円	15 円	11 円	8 円		
	ビール麦										
	138 円	124 円	110 円	97 円	83 円	69 円	55 円	41 円	28 円		
	種子麦										
	237 円	213 円	190 円	166 円	142 円	119 円	95 円	71 円	47 円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦										
15 円	11 円	8 円									

地域	島根県	1 キログラム当たり共済金額の範囲									
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲										
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	127 円	109 円	91 円	73 円	54 円	36 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	134 円	115 円	95 円	76 円	57 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	85 円	74 円	63 円	52 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	92 円	80 円	67 円	55 円	43 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
	種子麦										
155 円	140 円	124 円	109 円	93 円	78 円	62 円	47 円	31 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
18 円	14 円	9 円									
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	188 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	195 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	139 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	145 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
	種子麦										
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
58 円	44 円	29 円									
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	127 円	109 円	91 円	73 円	54 円	36 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	134 円	115 円	95 円	76 円	57 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	85 円	74 円	63 円	52 円	40 円	29 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	92 円	80 円	67 円	55 円	43 円	30 円	18 円	14 円	9 円		
	種子麦（秋まき）										
155 円	140 円	124 円	109 円	93 円	78 円	62 円	47 円	31 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）											
18 円	14 円	9 円									
4類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	188 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	195 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	139 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	145 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
	種子麦（春まき）										
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）											
58 円	44 円	29 円									
5類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	125 円	107 円	88 円	70 円	52 円	33 円	15 円	11 円	8 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	132 円	113 円	93 円	74 円	54 円	35 円	15 円	11 円	8 円		
	ビール麦										
	138 円	124 円	110 円	97 円	83 円	69 円	55 円	41 円	28 円		
	種子麦										
	237 円	213 円	190 円	166 円	142 円	119 円	95 円	71 円	47 円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦										
	15 円	11 円	8 円								

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 109円 107円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 115円 113円 93円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 237円 213円 190円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	70円	52円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
11類		158円	139円	119円	99円	79円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 137円 136円 116円 うち免税対象農業者に係るもの 146円 145円 124円 種子麦 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	96円	76円	56円	36円	16円	8円
13類		102円	81円	59円	38円	16円	8円
14類		151円	129円	108円	86円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
		105円	83円	61円	38円	16円	8円
		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 125円 107円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 132円 113円 93円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 237円 213円 190円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	70円	52円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	99円	79円	59円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 136円 116円 96円 うち免税対象農業者に係るもの 145円 124円 102円 種子麦 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	76円	56円	36円	16円	12円	8円
13類		81円	59円	38円	16円	12円	8円
14類		151円	129円	108円	86円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	岡山県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>148円</u> 131円 108円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>101円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>110円</u> 99円 83円 67円 50円 34円 18円 14円 9円 種子麦 <u>196円</u> 177円 158円 138円 118円 99円 79円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>148円</u> 131円 108円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>101円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>110円</u> 99円 83円 67円 50円 34円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>196円</u> 177円 158円 138円 118円 99円 79円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>126円</u> 124円 104円 85円 66円 46円 27円 20円 14円 うち免税対象農業者に係るもの <u>132円</u> 130円 109円 89円 68円 48円 27円 20円 14円 ビール麦 <u>137円</u> 124円 110円 97円 83円 69円 55円 41円 28円 種子麦 <u>206円</u> 186円 166円 145円 124円 104円 83円 62円 41円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>27円</u> 20円 14円

地域	岡山県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>146円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>153円</u> 131円 108円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>108円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>115円</u> 99円 83円 67円 50円 34円 18円 14円 9円 種子麦 <u>197円</u> 177円 158円 138円 118円 99円 79円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>146円</u> 125円 103円 82円 61円 39円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>153円</u> 131円 108円 86円 63円 41円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>108円</u> 93円 78円 63円 48円 33円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>115円</u> 99円 83円 67円 50円 34円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>197円</u> 177円 158円 138円 118円 99円 79円 59円 39円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>143円</u> 124円 104円 85円 66円 46円 27円 20円 14円 うち免税対象農業者に係るもの <u>150円</u> 130円 109円 89円 68円 48円 27円 20円 14円 ビール麦 <u>138円</u> 124円 110円 97円 83円 69円 55円 41円 28円 種子麦 <u>207円</u> 186円 166円 145円 124円 104円 83円 62円 41円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>27円</u> 20円 14円

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 126円 124円 104円 うち免税対象農業者に係るもの 132円 130円 109円 ビール麦（秋まき） 137円 124円 110円 種子麦（秋まき） 206円 186円 166円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 27円 20円 14円	85円	66円	46円	27円	20円	14円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 165円 163円 139円 うち免税対象農業者に係るもの 174円 172円 146円 種子麦 220円 219円 197円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	114円	90円	65円	41円	16円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 143円 124円 104円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 130円 109円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 207円 186円 166円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 27円 20円 14円	85円	66円	46円	27円	20円	14円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 146円 120円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	90円	65円	41円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 93円 78円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 99円 83円 66円 ビール麦（秋まき） 110円 103円 91円 種子麦（秋まき） 192円 175円 155円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	47円	31円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 115円 98円 84円 うち免税対象農業者に係るもの 123円 104円 89円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	70円	57円	43円	29円	15円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 155円 154円 131円 うち免税対象農業者に係るもの 164円 163円 139円 種子麦 218円 196円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	108円	85円	62円	39円	16円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 110円 94円 78円 うち免税対象農業者に係るもの 117円 100円 83円 ビール麦（秋まき） 114円 103円 91円 種子麦（秋まき） 194円 175円 155円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	63円	47円	31円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 98円 84円 70円 うち免税対象農業者に係るもの 104円 89円 74円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	57円	43円	29円	15円	11円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 154円 131円 108円 うち免税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 種子麦 218円 196円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	85円	62円	39円	16円	12円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 112円 109円 90円 うち免税対象農業者に係るもの 117円 115円 95円 ビール麦（秋まき） 137円 124円 110円 種子麦（秋まき） 223円 202円 179円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	72円	53円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 147円 145円 124円 うち免税対象農業者に係るもの 156円 154円 131円 種子麦 231円 208円 185円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	102円	81円	59円	38円	16円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 128円 109円 90円 うち免税対象農業者に係るもの 135円 115円 95円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 224円 202円 179円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	72円	53円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 145円 124円 102円 うち免税対象農業者に係るもの 154円 131円 108円 種子麦 231円 208円 185円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	81円	59円	38円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	徳島県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>127円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 <u>136円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>98円</u> 89円 75円 61円 46円 32円 18円 14円 9円 種子麦 <u>155円</u> 141円 126円 110円 94円 79円 63円 47円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>127円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 <u>136円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>89円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>98円</u> 89円 75円 61円 46円 32円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>155円</u> 141円 126円 110円 94円 79円 63円 47円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>108円</u> 107円 88円 70円 52円 33円 15円 11円 8円 <u>114円</u> 113円 93円 74円 54円 35円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>114円</u> 106円 94円 83円 71円 59円 47円 35円 24円 種子麦 <u>194円</u> 176円 157円 137円 118円 98円 78円 59円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

地域	徳島県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>134円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 <u>141円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>97円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>103円</u> 89円 75円 61円 46円 32円 18円 14円 9円 種子麦 <u>157円</u> 141円 126円 110円 94円 79円 63円 47円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>18円</u> 14円 9円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 <u>58円</u> 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>134円</u> 115円 95円 76円 57円 37円 18円 14円 9円 <u>141円</u> 121円 100円 80円 59円 39円 18円 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>97円</u> 84円 71円 58円 44円 31円 18円 14円 9円 うち免税対象農業者に係るもの <u>103円</u> 89円 75円 61円 46円 32円 18円 14円 9円 種子麦（秋まき） <u>157円</u> 141円 126円 110円 94円 79円 63円 47円 31円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） <u>18円</u> 14円 9円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） <u>268円</u> 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） <u>58円</u> 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>125円</u> 107円 88円 70円 52円 33円 15円 11円 8円 <u>132円</u> 113円 93円 74円 54円 35円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>118円</u> 106円 94円 83円 71円 59円 47円 35円 24円 種子麦 <u>196円</u> 176円 157円 137円 118円 98円 78円 59円 39円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 <u>15円</u> 11円 8円

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 108円 107円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 114円 113円 93円 ビール麦（秋まき） 114円 106円 94円 種子麦（秋まき） 194円 176円 157円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	70円	52円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類							
11類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 147円 146円 124円 うち免税対象農業者に係るもの 157円 155円 132円 種子麦 217円 195円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	103円	81円	59円	38円	16円	8円
13類							
14類		109円	86円	62円	39円	16円	8円
15類		152円	130円	109円	87円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
17類							
18類		105円	83円	61円	38円	16円	8円
19類		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 125円 107円 88円 うち免税対象農業者に係るもの 132円 113円 93円 ビール麦（秋まき） 118円 106円 94円 種子麦（秋まき） 196円 176円 157円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	70円	52円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類							
11類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 146円 124円 103円 うち免税対象農業者に係るもの 155円 132円 109円 種子麦 217円 195円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	81円	59円	38円	16円	12円	8円
13類							
14類		86円	62円	39円	16円	12円	8円
15類		152円	130円	109円	87円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
17類							
18類		83円	61円	38円	16円	12円	8円
19類		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 98円 82円 65円 うち免税対象農業者に係るもの 104円 86円 69円 ビール麦（秋まき） 111円 104円 92円 種子麦（秋まき） 192円 175円 155円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	48円	32円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	11円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 155円 154円 131円 うち免税対象農業者に係るもの 164円 163円 139円 種子麦 244円 220円 195円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	108円	85円	62円	39円	16円	12円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
		8円					
		8円					
		43円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 115円 98円 82円 うち免税対象農業者に係るもの 122円 104円 86円 ビール麦（秋まき） 115円 104円 92円 種子麦（秋まき） 194円 175円 155円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	65円	48円	32円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		8円					
11類		8円					
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 154円 131円 108円 うち免税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 種子麦 244円 220円 195円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	85円	62円	39円	16円	12円	8円
13類		8円					
14類		8円					
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		8円					
		8円					
		43円					

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの									
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円			
	ビール麦	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
7類	種子麦	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円								
	8類	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの									
	89円 75円 60円	45円	30円	15円	11円	8円				
	うち免税対象農業者に係るもの									
8類	95円 80円 64円	47円	31円	15円	11円	8円				
	ビール麦（秋まき）	109円 102円 90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円		
	種子麦（秋まき）	191円 174円 154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）	15円 11円 8円								
	対象麦（春まき）									
	うち課税対象農業者に係るもの									
9類	104円 103円 85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円			
	うち免税対象農業者に係るもの									
	110円 108円 90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円			
	ビール麦（春まき）	137円 123円 110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円		
	種子麦（春まき）	206円 185円 165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）	15円 11円 8円								
10類	対象麦									
	うち課税対象農業者に係るもの									
	104円 87円 75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	112円 93円 80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円	8円		
	種子麦	200円 198円 178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円	40円	
11類	対象麦及び種子麦以外の麦	15円 11円 8円								
	12類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの									
	157円 156円 133円	110円	87円	64円	41円	18円	14円	9円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
	167円 165円 141円	116円	92円	67円	43円	18円	14円	9円		
13類	14類	種子麦	280円 279円 251円	223円	195円	167円	140円	112円	84円	56円
	対象麦及び種子麦以外の麦	18円 14円 9円								
	16類	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの									
	142円 141円 120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円	8円		
	うち免税対象農業者に係るもの									
14類	152円 150円 128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円	8円		
	種子麦（裸麦）	216円 215円 194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円	43円	
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）	16円 12円 8円								

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 156円 133円 110円 うち免税対象農業者に係るもの 165円 141円 116円 種子麦 279円 251円 223円 対象麦及び種子麦以外の麦 18円 14円 9円	87円	64円	41円	18円	14円	9円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 89円 75円 60円 うち免税対象農業者に係るもの 95円 80円 64円 ビール麦（秋まき） 109円 102円 90円 種子麦（秋まき） 191円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類							
11類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	8円
13類							
14類		99円	78円	57円	37円	16円	8円
15類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
17類		105円	83円	61円	38円	16円	8円
18類		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類							
11類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類							
14類		78円	57円	37円	16円	12円	8円
15類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
17類		83円	61円	38円	16円	12円	8円
18類		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	福岡県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>163円</u> 148円 127円 105円 83円 62円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>171円</u> 154円 131円 109円 86円 63円 40円 30円 20円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>124円</u> 116円 101円 86円 70円 55円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>133円</u> 122円 105円 89円 73円 56円 40円 30円 20円 種子麦 232円 209円 186円 162円 139円 116円 93円 70円 46円 対象麦及び種子麦以外の麦 40円 30円 20円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 58円 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>163円</u> 148円 127円 105円 83円 62円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>171円</u> 154円 131円 109円 86円 63円 40円 30円 20円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>124円</u> 116円 101円 86円 70円 55円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>133円</u> 122円 105円 89円 73円 56円 40円 30円 20円 種子麦（秋まき） 232円 209円 186円 162円 139円 116円 93円 70円 46円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 40円 30円 20円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>181円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>190円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>140円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 58円 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>115円</u> 112円 92円 73円 54円 34円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>121円</u> 118円 97円 77円 56円 36円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>132円</u> 121円 107円 94円 80円 67円 54円 40円 27円 種子麦 249円 225円 200円 175円 150円 125円 100円 75円 50円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円

地域	福岡県
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>170円</u> 148円 127円 105円 83円 62円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>177円</u> 154円 131円 109円 86円 63円 40円 30円 20円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 116円 101円 86円 70円 55円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>138円</u> 122円 105円 89円 73円 56円 40円 30円 20円 種子麦 232円 209円 186円 162円 139円 116円 93円 70円 46円 対象麦及び種子麦以外の麦 40円 30円 20円
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦 58円 44円 29円
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）
4類	うち課税対象農業者に係るもの <u>170円</u> 148円 127円 105円 83円 62円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>177円</u> 154円 131円 109円 86円 63円 40円 30円 20円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 116円 101円 86円 70円 55円 40円 30円 20円 うち免税対象農業者に係るもの <u>138円</u> 122円 105円 89円 73円 56円 40円 30円 20円 種子麦（秋まき） 232円 209円 186円 162円 139円 116円 93円 70円 46円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 40円 30円 20円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>188円</u> 166円 145円 123円 101円 80円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>195円</u> 172円 149円 127円 104円 81円 58円 44円 29円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの <u>139円</u> 126円 112円 99円 85円 72円 58円 44円 29円 うち免税対象農業者に係るもの <u>145円</u> 131円 116円 102円 87円 73円 58円 44円 29円 種子麦（春まき） 268円 241円 214円 188円 161円 134円 107円 80円 54円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 58円 44円 29円
5類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの <u>131円</u> 112円 92円 73円 54円 34円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの <u>138円</u> 118円 97円 77円 56円 36円 15円 11円 8円 ビール麦 <u>134円</u> 121円 107円 94円 80円 67円 54円 40円 27円 種子麦 250円 225円 200円 175円 150円 125円 100円 75円 50円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 115円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 121円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 132円 121円 107円 種子麦（秋まき） 249円 225円 200円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
11類		158円	139円	119円	99円	79円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 164円 163円 139円 うち免税対象農業者に係るもの 174円 172円 146円 種子麦 303円 273円 242円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	114円	90円	65円	41円	16円	8円
13類		120円	94円	68円	42円	16円	8円
14類		212円	182円	152円	121円	91円	61円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
		105円	83円	61円	38円	16円	8円
		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 134円 121円 107円 種子麦（秋まき） 250円 225円 200円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	99円	79円	59円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 146円 120円 種子麦 303円 273円 242円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	90円	65円	41円	16円	12円	8円
13類		94円	68円	42円	16円	12円	8円
14類		212円	182円	152円	121円	91円	61円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 123円 121円 101円 うち免税対象農業者に係るもの 129円 126円 106円 ビール麦（秋まき） 134円 124円 110円 種子麦（秋まき） 250円 227円 202円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 23円 17円 12円	82円	62円	43円	23円	17円	12円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 165円 163円 139円 うち免税対象農業者に係るもの 174円 172円 146円 種子麦 220円 219円 197円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	114円	90円	65円	41円	16円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 140円 121円 101円 うち免税対象農業者に係るもの 147円 126円 106円 ビール麦（秋まき） 138円 124円 110円 種子麦（秋まき） 252円 227円 202円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 23円 17円 12円	82円	62円	43円	23円	17円	12円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 163円 139円 114円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 146円 120円 種子麦 219円 197円 175円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	90円	65円	41円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

地域	長崎県										
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲										
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	126 円	114 円	95 円	76 円	56 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	135 円	120 円	99 円	79 円	59 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	88 円	82 円	69 円	57 円	44 円	31 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	96 円	88 円	74 円	60 円	46 円	32 円	18 円	14 円	9 円		
	種子麦										
200 円	180 円	160 円	140 円	120 円	100 円	80 円	60 円	40 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
18 円	14 円	9 円									
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	181 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	190 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	131 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
	種子麦										
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
58 円	44 円	29 円									
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	126 円	114 円	95 円	76 円	56 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	135 円	120 円	99 円	79 円	59 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	88 円	82 円	69 円	57 円	44 円	31 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	96 円	88 円	74 円	60 円	46 円	32 円	18 円	14 円	9 円		
	種子麦（秋まき）										
200 円	180 円	160 円	140 円	120 円	100 円	80 円	60 円	40 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）											
18 円	14 円	9 円									
4類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	181 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	190 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	131 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
	種子麦（春まき）										
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）											
58 円	44 円	29 円									
5類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	104 円	103 円	86 円	68 円	50 円	33 円	15 円	11 円	8 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	110 円	109 円	90 円	72 円	53 円	34 円	15 円	11 円	8 円		
	ビール麦										
	113 円	104 円	93 円	81 円	70 円	58 円	46 円	35 円	23 円		
	種子麦										
	205 円	185 円	164 円	144 円	123 円	103 円	82 円	62 円	41 円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦										
	15 円	11 円	8 円								

地域	長崎県	1 キログラム当たり共済金額の範囲									
区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲										
1類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	133 円	114 円	95 円	76 円	56 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	120 円	99 円	79 円	59 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	95 円	82 円	69 円	57 円	44 円	31 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	102 円	88 円	74 円	60 円	46 円	32 円	18 円	14 円	9 円		
	種子麦										
200 円	180 円	160 円	140 円	120 円	100 円	80 円	60 円	40 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
18 円	14 円	9 円									
2類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	188 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	195 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	139 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	145 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
	種子麦										
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦											
58 円	44 円	29 円									
3類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	133 円	114 円	95 円	76 円	56 円	37 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	140 円	120 円	99 円	79 円	59 円	38 円	18 円	14 円	9 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	95 円	82 円	69 円	57 円	44 円	31 円	18 円	14 円	9 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	102 円	88 円	74 円	60 円	46 円	32 円	18 円	14 円	9 円		
	種子麦（秋まき）										
200 円	180 円	160 円	140 円	120 円	100 円	80 円	60 円	40 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき）											
18 円	14 円	9 円									
4類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	188 円	166 円	145 円	123 円	101 円	80 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	195 円	172 円	149 円	127 円	104 円	81 円	58 円	44 円	29 円		
	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき）										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	139 円	126 円	112 円	99 円	85 円	72 円	58 円	44 円	29 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	145 円	131 円	116 円	102 円	87 円	73 円	58 円	44 円	29 円		
	種子麦（春まき）										
268 円	241 円	214 円	188 円	161 円	134 円	107 円	80 円	54 円			
対象麦及び種子麦以外の麦（春まき）											
58 円	44 円	29 円									
5類	対象麦										
	うち課税対象農業者に係るもの										
	121 円	103 円	86 円	68 円	50 円	33 円	15 円	11 円	8 円		
	うち免税対象農業者に係るもの										
	128 円	109 円	90 円	72 円	53 円	34 円	15 円	11 円	8 円		
	ビール麦										
	116 円	104 円	93 円	81 円	70 円	58 円	46 円	35 円	23 円		
	種子麦										
	205 円	185 円	164 円	144 円	123 円	103 円	82 円	62 円	41 円		
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦										
	15 円	11 円	8 円								

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 109円 90円 ビール麦（秋まき） 113円 104円 93円 種子麦（秋まき） 205円 185円 164円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 141円 140円 119円 うち免税対象農業者に係るもの 151円 149円 127円 種子麦 232円 209円 186円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	99円	78円	57円	37円	16円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 121円 103円 86円 うち免税対象農業者に係るもの 128円 109円 90円 ビール麦（秋まき） 116円 104円 93円 種子麦（秋まき） 205円 185円 164円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類							
11類							
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 149円 127円 105円 種子麦 232円 209円 186円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	78円	57円	37円	16円	12円	8円
13類							
14類							
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 110円 108円 89円 うち免税対象農業者に係るもの 115円 113円 94円 ビール麦（秋まき） 114円 106円 94円 種子麦（秋まき） 304円 274円 243円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	71円	52円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 110円 93円 80円 うち免税対象農業者に係るもの 118円 99円 85円 種子麦 201円 199円 179円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	67円	54円	41円	28円	15円	8円
10類		71円	57円	43円	29円	15円	8円
11類		159円	139円	119円	100円	80円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 うち免税対象農業者に係るもの 161円 159円 135円 種子麦 217円 195円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	105円	83円	61円	38円	16円	8円
13類		111円	88円	64円	40円	16円	8円
14類		152円	130円	109円	87円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
		105円	83円	61円	38円	16円	8円
		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 126円 108円 89円 うち免税対象農業者に係るもの 133円 113円 94円 ビール麦（秋まき） 118円 106円 94円 種子麦（秋まき） 304円 274円 243円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	71円	52円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 うち免税対象農業者に係るもの 99円 85円 71円 種子麦 199円 179円 159円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	54円	41円	28円	15円	11円	8円
10類		57円	43円	29円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	100円	80円	60円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 うち免税対象農業者に係るもの 159円 135円 111円 種子麦 217円 195円 174円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	83円	61円	38円	16円	12円	8円
13類		88円	64円	40円	16円	12円	8円
14類		152円	130円	109円	87円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

1 この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。

3 この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

4 この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

5 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6 この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 113円 110円 91円 うち免税対象農業者に係るもの 119円 116円 96円 ビール麦（秋まき） 134円 121円 107円 種子麦（秋まき） 220円 199円 177円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	72円	53円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 115円 98円 84円 うち免税対象農業者に係るもの 123円 104円 89円 種子麦 202円 200円 180円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	70円	57円	43円	29円	15円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 164円 162円 139円 うち免税対象農業者に係るもの 173円 171円 146円 種子麦 245円 221円 196円 対象麦及び種子麦以外の麦 21円 16円 11円	115円	92円	68円	45円	21円	11円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 129円 110円 91円 うち免税対象農業者に係るもの 136円 116円 96円 ビール麦（秋まき） 134円 121円 107円 種子麦（秋まき） 221円 199円 177円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	72円	53円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 98円 84円 70円 うち免税対象農業者に係るもの 104円 89円 74円 種子麦 200円 180円 160円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	57円	43円	29円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 162円 139円 115円 うち免税対象農業者に係るもの 171円 146円 121円 種子麦 245円 221円 196円 対象麦及び種子麦以外の麦 21円 16円 11円	92円	68円	45円	21円	16円	11円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 111円 108円 90円 うち免税対象農業者に係るもの 116円 114円 94円 ビール麦（秋まき） 114円 106円 94円 種子麦（秋まき） 194円 176円 157円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	71円	52円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
11類		158円	139円	119円	99円	79円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 133円 131円 112円 うち免税対象農業者に係るもの 142円 140円 119円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	93円	74円	54円	35円	16円	8円
13類		99円	78円	57円	37円	16円	8円
14類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
		105円	83円	61円	38円	16円	8円
		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 うち免税対象農業者に係るもの 134円 114円 94円 ビール麦（秋まき） 118円 106円 94円 種子麦（秋まき） 196円 176円 157円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	71円	52円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	99円	79円	59円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
13類		78円	57円	37円	16円	12円	8円
14類		150円	128円	107円	86円	64円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 115円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 120円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 115円 107円 95円 種子麦（秋まき） 194円 176円 157円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 104円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 110円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 104円 87円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 93円 80円 種子麦 200円 198円 178円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	63円	51円	39円	27円	15円	8円
10類		67円	54円	41円	28円	15円	8円
11類		158円	139円	119円	99円	79円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 144円 142円 121円 うち免税対象農業者に係るもの 153円 151円 129円 種子麦 216円 194円 173円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	100円	79円	58円	37円	16円	8円
13類		106円	84円	61円	39円	16円	8円
14類		151円	130円	108円	86円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 142円 141円 120円 うち免税対象農業者に係るもの 152円 150円 128円 種子麦（裸麦） 216円 215円 194円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	99円	79円	58円	37円	16円	8円
		105円	83円	61円	38円	16円	8円
		172円	151円	129円	108円	86円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 92円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 118円 97円 ビール麦（秋まき） 119円 107円 95円 種子麦（秋まき） 196円 176円 157円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	73円	54円	34円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類		54円	41円	28円	15円	11円	8円
11類		139円	119円	99円	79円	59円	40円
12類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 142円 121円 100円 うち免税対象農業者に係るもの 151円 129円 106円 種子麦 216円 194円 173円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
13類		84円	61円	39円	16円	12円	8円
14類		151円	130円	108円	86円	65円	43円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円
		83円	61円	38円	16円	12円	8円
		151円	129円	108円	86円	65円	43円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円	103円	85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円	108円	90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円
	ビール麦								
	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円
7類	種子麦								
	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦								
	15円	11円	8円						
	対象麦（秋まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	89円	75円	60円	45円	30円	15円	11円	8円	
8類	うち免税対象農業者に係るもの								
	95円	80円	64円	47円	31円	15円	11円	8円	
	ビール麦（秋まき）								
	109円	102円	90円	79円	68円	57円	45円	34円	23円
	種子麦（秋まき）								
	191円	174円	154円	135円	116円	97円	77円	58円	39円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき）								
9類	15円	11円	8円						
	対象麦（春まき）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	104円	103円	85円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	110円	108円	90円	71円	52円	34円	15円	11円	8円
	ビール麦（春まき）								
10類	137円	123円	110円	96円	82円	69円	55円	41円	27円
	種子麦（春まき）								
	206円	185円	165円	144円	124円	103円	82円	62円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき）								
	15円	11円	8円						
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
11類	104円	87円	75円	63円	51円	39円	27円	15円	11円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	112円	93円	80円	67円	54円	41円	28円	15円	11円
	種子麦								
	200円	198円	178円	158円	139円	119円	99円	79円	59円
	対象麦及び種子麦以外の麦								
	15円	11円	8円						40円
12類	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	133円	131円	112円	93円	74円	54円	35円	16円	12円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	142円	140円	119円	99円	78円	57円	37円	16円	12円
	種子麦								
	214円	193円	171円	150円	128円	107円	86円	64円	43円
13類	対象麦及び種子麦以外の麦								
	16円	12円	8円						
	対象麦（裸麦）								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円	141円	120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円	150円	128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円
14類	種子麦（裸麦）								
	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
	16円	12円	8円						43円
	対象麦								
	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円	141円	120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
15類	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円	150円	128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円
	種子麦（裸麦）								
	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
	16円	12円	8円						43円
	対象麦								
16類	うち課税対象農業者に係るもの								
	142円	141円	120円	99円	79円	58円	37円	16円	12円
	うち免税対象農業者に係るもの								
	152円	150円	128円	105円	83円	61円	38円	16円	12円
	種子麦（裸麦）								
	216円	215円	194円	172円	151円	129円	108円	86円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦）								
16円	12円	8円						43円	

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦 137円 123円 110円 種子麦 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
7類	対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 105円 90円 75円 うち免税対象農業者に係るもの 112円 96円 80円 ビール麦（秋まき） 113円 102円 90円 種子麦（秋まき） 193円 174円 154円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円	60円	45円	30円	15円	11円	8円
8類	対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円	68円	50円	33円	15円	11円	8円
9類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 87円 75円 63円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 種子麦 198円 178円 158円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円	51円	39円	27円	15円	11円	8円
10類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 93円 うち免税対象農業者に係るもの 140円 119円 99円 種子麦 214円 193円 171円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円	74円	54円	35円	16円	12円	8円
11類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円	79円	58円	37円	16円	12円	8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。